

消防の動き

361号

平成13年3月

平成3年に住宅防火対策の基本方針を策定して以来10年目を迎えています。この間の住宅火災の死者数の推移を見ると、平成11年は981人と平成2年の837人より144人増加しました。このうち65歳以上の高齢者については398人から549人と151人増加し、社会の高齢化を反映した結果となりました。住宅火災死者数の半減を目指した10年間の取り組みでしたが、比較的抑制的に推移したものの大きく低減させることはできませんでした。この節目の時期に当たって、広報や住宅防火診断などのソフト対策、住宅防災機器等のハードの対策それぞれの取り組みを真摯に見つめ直し、反省点を洗い出し、それを踏まえた実効ある対策を進めていかなければならないと考えています。

特定防火対象物などは、ハード、ソフトの規制があるためその基準を守ることによって一定の安全が確保されます。しかし、一般住宅には原則として規制がありません。したがって、安全確保の具体的方法は各家庭の取り組みに原則まかせられており、いわば各家庭各様の防火対策があることとなります。しかし、従来、具体的な住宅防火対策を指導するに当たって、総合的な指導になりすぎたように思われます。結果的に総花的になりすぎて、有効な対策が講じられていない場合もあるように思われるのです。具体的な安全性を一步でも二歩でも向上してもらうのがよいのでありますが、そのためには、住民の目線で考えた具体的で実現可能な防火指導をしなければならぬと思います。例えば、寝たば

実効ある住宅防火を



予防課長

坂本 森男

こについて考えてみます。寝たばこをやめようと指導していますが、うっかり寝たばこをしてしまう可能性のある人に対しては、通常の指導に加え、「防災製品のふとんを使って防火対策をしたらどうでしょう？」くらいの指導をして、安全を高めるべきだと思いますがどうでしょうか。たばこの火がふとん類に着火して死亡した人は90

人と死亡者の約1割を占めている現実を踏まえ、具体的な安全を柔軟に図っていくことが大切なことではないかと思うのです。

もう一つ、消火器を考えてみます。少し大きめの消火器（所謂10型、重量6～7kg）を勧められているのが普通です。しかし、この大きさの消火器（特に粉末のもの）だと台所の大きさにもよりますが天ぷら油火災には少しパワーが足りず炎の吹き返しが生じる場合があることやそもそも天ぷら油火災に限って言えば粉末よりも強化液の方が効果的であるとの調査もあります。また、腕力に劣る高齢者や女性には少し重し、置き場所にも困ります。考えてみれば各家庭では消火器を使う人も場所も特定されています。したがって、消防としては相手に合わせて具体的にどのような消火器が望ましいのかアドバイスする必要があるのではないかと思うのです。

個々のご家庭の防火能力のΣ（総和）が地域全体の住宅防火能力であると考えています。平成13年度から新たな住宅防火基本方針がスタートします。各消防本部とともに具体的な実効ある住宅防火対策の積極的推進を図って参りたいと考えています。

もくじ

● 巻頭言（実効ある住宅防火を）	予防課長	1
● 消防法の一部を改正する法律案の概要	予防課・危険物保安室	2
● 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果	危険物保安室	4
● 第9回全国救急隊員シンポジウムの概要	救急救助課	6
● 第3回全国消防救助シンポジウムの概要	救急救助課	8
● 平成12年（1月～12月）における火災の概要（概数）	消防情報室	10
● 平成13年度消防大学学校教育訓練計画の概要	消防大学校	13
● 北から南から「高度で効率的な行政サービスの実現に向けて」	消防長 石垣	16
● 広報資料（5月分）	消防防 勝	17
● 消防団活動への理解と協力	防 課	17
● 風水害への備え	防 課	19
● 住民に対する応急手当の普及啓発	防 課	19
● 消防審議会の開催	救 助	20
● 平成12年度消防功労者消防庁長官表彰式	急 務	22
● 平成12年度消防関係業界功労者表彰式	助 課	22
● 平成12年度第5回防災まちづくり大賞表彰式	防 課	23
● 平成12年度消防防災機器の開発等及び	予 課	25
● 消防防災科学論文消防庁長官表彰式	防 課	25
● 平成12年度日本消防協会定例表彰式	防 課	26
● 危険物安全週間推進標語の決定	消 防 研 究 所	27
● 消防研究所の一般公開	防 研 究 所	27
● 消防記念日	防 研 究 所	28
● 平成13年2月の主な通知・通達	防 研 究 所	28
● 消防庁辞令	防 研 究 所	29
● 3月の広報テーマ	防 研 究 所	29
	防 研 究 所	30
	防 研 究 所	31
	防 研 究 所	31
	防 研 究 所	32
	防 研 究 所	32
	防 研 究 所	32
	防 研 究 所	32

消防法の一部を改正する法律案の概要

予防課・危険物保安室

消防法の一部を改正する法律案については、平成13年3月6日に閣議決定され、同日国会へ提出されました（閣法第61号）。法律案の概要は以下のとおりです。

1. ヒドロキシルアミン及びヒドロキシルアミン塩類の危険物への追加

(1) 概要

消防法別表第5類（自己反応性物質）の物品としてヒドロキシルアミン及びヒドロキシルアミン塩類を追加し、危険物としての規制の対象とします。

(2) 背景

- ① 昨年6月の群馬県の化学工場爆発火災事故の原因を調査した結果、製造中に生じる高濃度のヒドロキシルアミン水溶液が事故における爆発物質であったことが判明しました。
- ② ヒドロキシルアミン及びヒドロキシルアミン塩類について、試験により自己反応性物質としての危険性が確認されました。

2. 引火点の高いものの危険物からの除外

(1) 概要

消防法別表第4類（引火性液体）の物品について引火点の上限を設定し、引火点250度以上のものを危険物から除外します。（除外されるものは、指定可燃物として条例におけるより緩やかな規制の対象とし、その貯蔵及び取扱いに係る保安の確保を図ります。）

(2) 背景

- ① 規制緩和推進計画（再改定）（平成9年3月28日閣議決定）で、現行消防法に

おける引火性液体の規定について検討することとされました。

- ② 規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）では、引火点が250度程度を超える引火性液体については、危険物から除外することとされ、そのための法案を平成12年度に提出することとされました。

3. 火を使用する設備・器具等の規制内容の基準の設定

(1) 概要

火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火の使用に係る規制について、規制の内容を条例に包括的に委任している消防法第9条を改め、条例を定める際の統一的な基準を国が定めることとします。

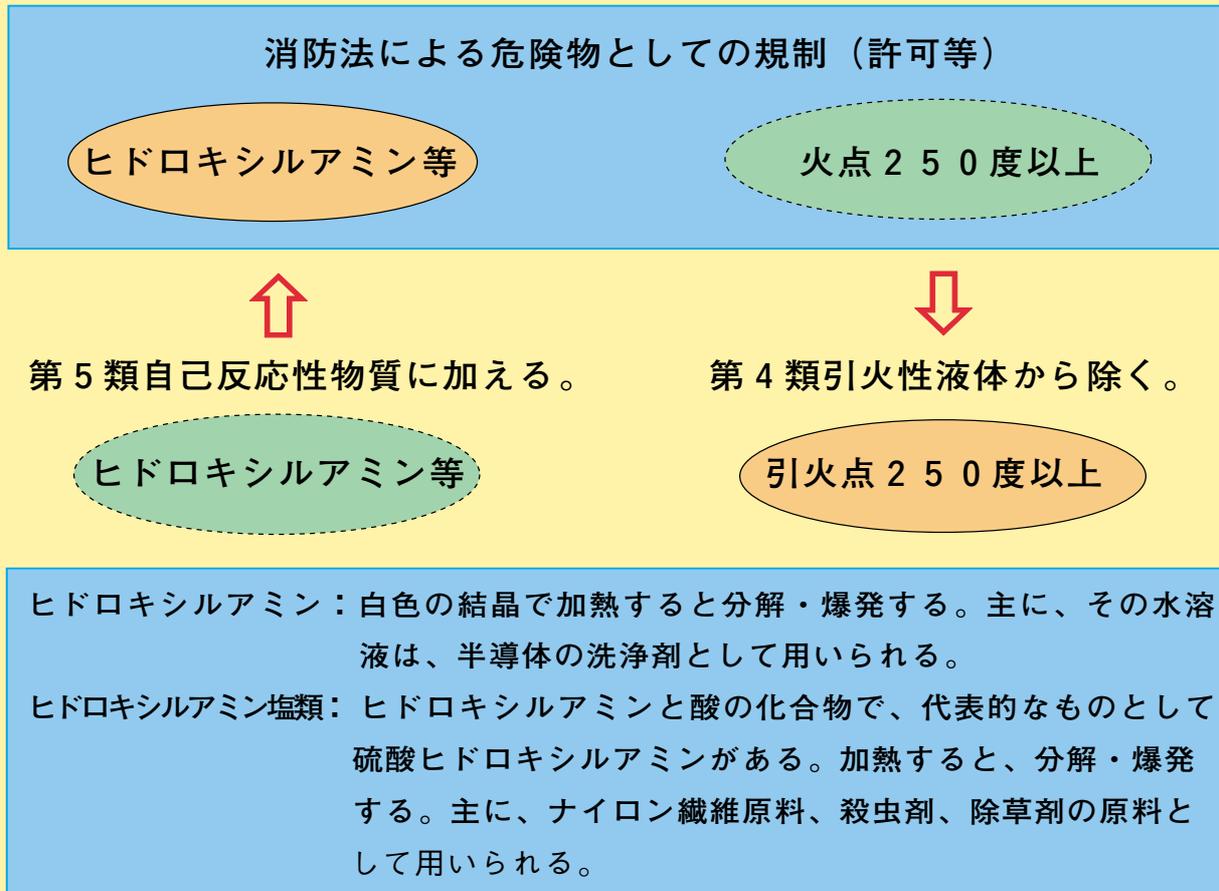
(2) 背景

平成11年9月に市場開放問題処理推進会議から提起のあった、火を使用する設備・器具等である業務用ガス機器に係る市場アクセス問題等を踏まえ、市場アクセスの一層の改善を図り、国際的な整合性を確保する必要があります。

4. 施行期日

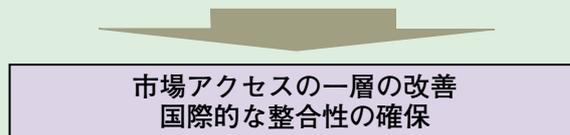
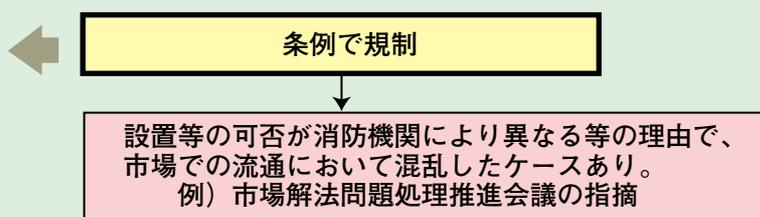
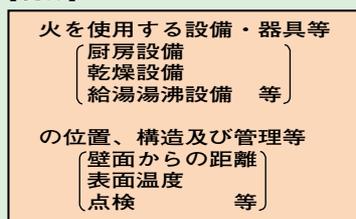
1については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、2については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、3については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行します。

危険物の範囲に関する概念図

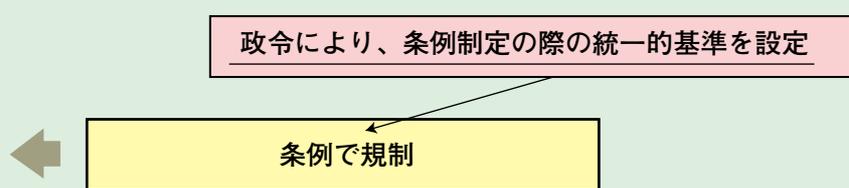
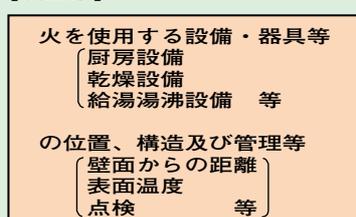


火を使用する設備・器具等に関する概念図

【現行】



【改正案】



移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果

危険物保安室

平成12年11月中に実施された移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果の概要は、以下のとおりでした。

この結果によりますと、移動タンク貯蔵所等の基準不適合車両の割合は、前年に比べると減少していますが、最近の5年間をみると増減を

繰り返す傾向にあり、依然として看過できない状況にあります。

このことから、消防機関等に対し、基準不適合車両等に対する、なお一層の指導の徹底を依頼しました。

1 総括表

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所								危険物運搬車両		警察機関との協力状況
			実施車両数		不適合車両数		無許可車両数		不適合車両数等		実施車両数	不適合車両数	
			うち他行政庁	(a)	うち他行政庁	(b)	うち他行政庁	(a+b)	うち他行政庁				
道路上	700	1,004	4,274	2,738	922	548	9	6	931	554	553	106	有 983 無 21
常置場所	448	6,035	14,271	57	2,381	25	36	3	2,417	28	—	—	—
危険物の積みおろし場所	104	420	1,473	494	189	61	0	0	189	61	166	23	—
その他の場所	267	863	8,224	44	1,434	6	10	0	1,444	6	358	32	—
合計	* 871	8,323	28,242	3,333	4,926	640	55	9	4,981	649	1,077	161	—

- 注) (1) 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。「その他の場所」とは、道路上、常置場所及び危険物の積みおろし場所以外の場所をいう。
- (2) 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては、貯蔵、取扱いの技術上の基準、位置、構造、設備の技術上の基準及び移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては、運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。
- (3) 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両をいう。
- (4) 移動タンク貯蔵所の不適合車両数又は無許可車両数の「うち他行政庁」の欄は、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数でうち数である。
- (5) ※の「実施消防機関数」の合計欄は、延べ数ではなく実数である。

2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両		
	実施車両数	不適合車両数等	不適合率(%)	実施車両数	不適合車両数等	不適合率(%)
平成8年度	26,940	4,814	17.87	1,247	231	18.52
平成9年度	27,241	4,999	18.35	1,503	241	16.03
平成10年度	27,306	5,004	18.33	1,344	209	15.55
平成11年度	27,382	5,282	19.29	1,207	203	16.82
平成12年度	28,242	4,981	17.64	1,077	161	14.95

注) 「不適合車両数等」には、無許可車両数を含む。

3 基準不適合車両の項目別内訳

項 目		不適合車両数		増減数		
		12年度	11年度			
移動タンク貯蔵所	貯蔵、取扱の基準不適合 (法10条3項)	許可品目以外の貯蔵(令24条1号)		50	43	7
		貯蔵、取扱の不備による漏えい等(令24条8号、令26条1項7号)		33	29	4
		完成検査済証等備え付け義務違反(令26条1項9号)		720	786	-66
		その他の貯蔵、取扱の基準違反(令24条~27条(上記の各項目を除く))		195	182	13
		小 計		998	1,005	-7
	設置等の基準維持義務違反 (法12条1項)	常置場所に係る基準不適合(令15条1項1号)		134	122	12
		タンク本体に係る基準不適合 (令15条1項2号、3号、7号、8号)	塗料の剥離発錆	337	347	-10
			変形、破損	33	49	-16
			漏えい有	2	2	0
		附属装置に係る基準不適合 (令15条1項4号(防波板を除く。)、5号、6号)	その他	68	99	-31
			変形、破損	51	65	-14
			機能不良	59	47	12
		配管、弁等に係る基準不適合 (令15条1項9~12号)	その他	85	95	-10
			変形、破損	48	43	5
			漏えい有	0	2	-2
		電気設備、接地導線の不良等(令15条1項13号、14号)	機能不良	211	160	51
			その他	208	231	-23
			表示、標識の未揭示等 (令15条1項17号)	728	689	39
		消火器の未設置等(令20条)	未揭示、不足	92	89	3
			その他	610	640	-30
未設置、不足	122		105	17		
その他の設備等の基準不適合(令15条1項(上記各号を除く))	その他	701	738	-37		
	積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(令15条2項)	542	572	-30		
	給油タンク車の特例基準不適合(令15条3項)	1	9	-8		
アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(令15条4項)	給油タンク車の特例基準不適合(令15条3項)	0	2	-2		
	小 計	0	0	0		
	小 計	4,030	4,102	-72		
移送の基準不適合 (法16条の2)	危険物取扱者無乗車(法16条の2・1項)		38	25	13	
	運転要員不足(令30条の2・2号)		3	2	1	
	危険物取扱者免状不携帯(法16条の2・3項)		93	79	14	
	その他の移送基準に係る不適合(令30条の2・1号及び3~5号)		66	62	4	
	小 計		200	169	31	
定期点検に係る義務違反(法14条の3の2)		1,884	1,953	-69		
水圧試験未実施		868	884	-16		
危険物取扱者の保安講習義務違反(法13条の23)		714	769	-55		
合 計		7,826	7,998	-172		
危険物運搬車両	運搬容器の技術上の基準不適合(令28条)		5	8	-3	
	積載方法基準不適合 (令29条)	収納、表示不適合(令29条1号、2号)	19	17	2	
		漏えい有	0	1	-1	
		積載不適合(令29条3号、4号、7号)	34	40	-6	
		被覆不適合(令29条5号)	1	1	0	
		混載不適合(令29条6号)	0	2	-2	
	小 計		54	61	-7	
	運搬方法基準不適合 (令30条)	標識(令30条1項2号)	23	33	-10	
		未揭示、不足	34	46	-12	
		消火器(令30条1項4号)	37	42	-5	
その他		80	94	-14		
小 計		17	15	2		
小 計		192	229	-37		
合 計		251	298	-47		

注) 不適合車両数は延べ数である。

4 イエローカードの携行状況

	調査台数(台)	携行台数(台)	携行率(%)
移動タンク貯蔵所	509	489	96.1
危険物運搬車両	69	46	66.7

注) 調査対象は、危険物を移送・運搬中の車両である。(ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油、動植物油類に係るものは除く。)

第9回全国救急隊員シンポジウムの概要

救急救助課

1. 概要

去る2月15・16日の両日、東京国際フォーラムにおいて財団法人救急振興財団・東京消防庁の共催により、消防庁・厚生労働省・東京都・日本救急医学会・日本臨床救急医学会・全国消防長会の後援及び財団法人全国市町村振興協会、東京都医師会の協力のもと第9回全国救急隊員シンポジウムが開催されました。



来賓挨拶をする中川浩明消防庁長官

2. 目的

全国救急隊員シンポジウムは、我が国の救急体制の一層の振興を図る一助として、全国の救急隊員等を対象に救急業務の実務的観点からの研究発表及び意見交換の場を提供することにより、消防機関の行う救急業務の充実と発展に資するとともに、救急隊員等相互の

交流を図ることを目的として平成4年度から毎年開催されております。



パネルディスカッション

3. 内容

第9回全国救急隊員シンポジウムは、財団法人救急振興財団10周年及び救急救命士制度発足10周年の記念行事として、2日間にわたり約3,300人の参加者を迎え、ラウンドテーブルディスカッション、パネルディスカッション、特別講演、教育講演等が行われました。

各セッションでは、ニューヨークのメディカルディレクターを招聘して、ニューヨークにおけるメディカルコントロール体制の現状について特別講演があったほか、「21世紀の救急業務のあり方」、「20世紀の大規模災害の検証」、「地域におけるメディカルコントロー

ルのあり方について」、「ウツタイン様式による救命効果の検証」、「出産一分娩介助」、また、日頃の救急業務に係る事例をテーマとした分科会、救急活動を幅広く扱った自由演題、ポスターセッション、ビデオセッション



教育講演

等、6会場に分かれての講演及び発表があり、質疑等活発な意見交換がなされました。

また、別会場では救急資器材・高規格救急自動車が展示され、休憩コーナー等において全国から集まった救急隊員等による交流、親睦を深めるなどの光景もみられました。



デモンストレーション

4. おわりに

今回のシンポジウムは、年々増加している救急需要及び救命効果の向上を求める国民の要望に応えるべく、発表者及び参加者が一体となり白熱した討論が展開されました。

次回の第10回全国救急隊員シンポジウムは、平成14年1月31日、2月1日両日、大阪市において開催する予定となっています。

今後も本シンポジウムが救急業務の高度化の一助となることを期待しています。



救急資器材展示

第3回全国消防救助シンポジウムの概要

救急救助課

1. 概要

消防機関が行う救助活動は、年々増加の傾向にあり、平成11年中の救助活動件数も対前年比で11.3パーセント増と高い伸び率を示しております。

また、近年の都市構造、国民の生活様式の変化により消防機関の行う救助活動はますます大規模化、多様化しており、救助隊に対する国民の期待は大きなものとなっています。

救助活動を迅速かつ的確に行うためには、救助隊の装備する救助資機材の充実はもとより、救助隊員の技術の向上及び救助意識の向上を図る必要があります。

これらのことから、消防庁では、去る2月23日、ニッショーホールにおいて救助に直接携わる方たち等の交流と親睦を図るとともに、我が国の救助体制の一層の充実と救助技術の高度化を図ることを目的として、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助技術の研究成果、救助活動事例の発表や意見交換などを行いました。



挨拶をする中川浩明消防庁長官

今回のシンポジウムには、北は北海道から南は沖縄までの全国の都道府県の消防救助関係者が参加しました。

2. 内容

(1) 講演

ア 防衛庁統合幕僚会議事務局第4幕僚室
後方補給班

2等空佐 医学博士 山田 憲彦
演題「災害時の医療の最前線 アメリカの回答・瓦礫の下の医療」



山田憲彦氏による講演

イ 国立病院東京災害医療センター救命救急センター

医師 井上 潤一
演題「救助活動における医療の役割
Confined Space Medicine 実技セミナーを開催して」



井上潤一氏による講演

(2) パネルディスカッション

「災害現場における積極的な救助と医療との連携」と題し、日本集団災害医療学会でご活躍されている国立病院東京災害医療センター副院長辺見先生をコーディネーターにお迎えし、講演講師の山田先生、井上先生をアドバイザーに、阪神・淡路大震災における救助活動の経験者、IRT 出動経験者等をパネラーとして意見交換が行われました。

(3) 救助活動事例発表

全国の消防本部などからの応募の中から8事例の発表をしていただきました。事例発表は、今後の展望やさまざまな場面で実施された救助活動事例についての会場からの質疑応答をまじえた有意義なものとなりました。

演題及び発表者は以下のとおりです。

「医療連携のもとに小型除雪機に巻き込まれた小学生を救出した事例」

秋田市消防局 石田 春人

「救助用クレーン及び消防ヘリコプターを活用した救助事例」

東京消防庁 石川 繁

「9・11東海豪雨における救助活動について」

名古屋市消防局 山内 誠

「救助現場における医師との連携の重要性について」

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

諸田 政明

「山陽自動車道西鉄バスジャック救急救助対応について」

広島市消防局 石本 哲郎

「ボイリング現象による特殊災害」

北九州市消防局 井元 淳也

「ゴミ収集車への巻き込み事故」

熊本市消防局 本田 宏

「軌道事故における救助と医療の連携について」

横須賀市消防局 勝瀬 浩章



パネルディスカッション

3. おわりに

第3回全国消防救助シンポジウムの開催に当たり、全国から1,000名を超える方々より参加の希望がありました。残念ながら、会場の都合によりやむなく参加者を720名とさせていただきます。

参加された方の熱心な姿に感謝するとともに、本シンポジウムが今後も救助隊員等の情報交流の場として救助技術の向上に大きな役割を果たしていけるものと確信しました。第4回のシンポジウムは、平成13年11月下旬に開催したいと考えています。